

第3期中期目標期間見込み評価報告書

独立行政法人 国立女性教育会館

中期目標	中期計画	事業名	各年度評価				評定	根拠	課題と対応
			26	25	24	23			
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上 男女共同参画及び女性教育を推進する人材育成の拠点として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。 ②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラス評価を得る。 ③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。 ④全国的な波及効果を促進するため、参加者の地域的なバランスを改善する。	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためべき措置 1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上 (1)基幹的指導者に対する研修等の実施 ①地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。 ②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラス評価を得る。 ③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。 ④全国的な波及効果を促進するため、参加者の地域的なバランスを改善する。	①企業を成長に導く活躍促進セミナー	A	A	A	-	A 男女共同参画を推進する人材の育成を目的としたリーダー研修を地方自治体、女性関連施設、女性団体にとどまらず、大学・企業などのリーダーをも対象に実施し、目標以上のプラス評価を獲得している。プログラムの内容についても、日本再興戦略の「女性の活躍推進」や教育再生実行会議における「全員参加型社会への移行」などの政府の動向、最新のデータ、喫緊の課題、現場情報をおさえ、高度で実践的なものとしている。例えば、企業を対象とした研修では「ダイバーシティの本質」「長時間労働の是正」「経済活動と地域・家庭における役割の男女相互の乗り入れ」を、大学を対象とした研修では「学内の女性管理職比率の向上」「男性の男女共同参画」「女子学生に対するキャリア支援」を、女性関連施設や自治体職員を対象とした研修においては、「女性が活躍できる社会のあり方」「女性の貧困」「女性への暴力」など、時宜に合った且つ本質的なテーマを厳選して取り上げた。	男女共同参画リーダーの資質向上を目的として、女性関連施設、地方自治体、企業、大学、団体などの担当者を対象とした研修を実施してきたところであるが、次期は、男女共同参画社会の形成を推進するために投資すべき対象を今一度見直し、精査した上で、基幹的指導者を育成するための研修計画を組んでいく。	
		②女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修	A	A	A	A			
		③大学等における男女共同参画推進セミナー	A	A	A	A			
		④男女共同参画推進フォーラム	A	A	A	A			
(2)基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・研修資料の作成 ①男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の資質・能力の向上に必要な事項等について調査研究を行い、調査に基づく学習プログラムや研修資料を毎年作成し、研修等を通じて普及する。 ②事後に実施するフォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。	①男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の資質・能力の向上に必要な事項等について調査研究を行い、調査に基づく学習プログラムや研修資料を毎年作成し、研修等を通じて普及する。 ②事後に実施するフォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。	①大学等における男女共同参画に関する調査研究	A	A	-	-	A ①第3次男女共同参画基本計画(第11分野、第12分野、推進体制)に合致しており、基幹的指導者に対する研修に資する調査研究となっている。アンケート調査やヒアリング調査を基に報告書や、具体的事例を紹介した実践ガイドブックを作成するなど実践に役立つ研修資料を作成した。ガイドブック作成においては国立大学協会と連携して進めることができた。評価委員会からも、他機関ではできない調査であること、「国立女性教育会館の在り方検討会」の提言に対応した調査研究であることが評価されている。 ②第3次男女共同参画基本計画(第12分野、第14分野、推進体制)に合致しており、基幹的指導者に対する研修に資する調査研究となっている。評価委員会からも、他機関ではできない全国調査であり、指定管理や災害関連といった時宜にかなった課題設定がされていると評価されており適切である。	作成した研修資料をどのように普及させるかが課題である。「実践ガイドブック大学における男女共同参画の推進」は、より広い活用を目的に市販したが、さらに検討したい。 また、国立大学協会との連携をさらなる強化や大学等における男女共同参画推進セミナーのさらなる充実をはかりたい。	
		②女性関連施設に関する調査研究	A	A	A	A			

<p>2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及</p> <p>男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題(例えば、女性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等)に関する調査研究を行い、その成果に基づき学習プログラムの開発や教材の作成等を行う。キャリア教育については、大学等と協働して取り組む。</p> <p>さらに、開発した学習プログラムによる研修をモデル的に実施し、その成果を普及することにより、地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施するよう支援する。</p> <p>なお、時宜に適った調査研究・研修を行う観点から、地域での活用状況等も踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究・研修内容を見直すものとし、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて対象者等を厳選する。</p>	<p>2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及</p> <p>(1)喫緊の課題に関する先駆的調査研究の実施</p> <p>①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題(例えば、女性の活躍による社会の活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等)に関する調査研究を、調査テーマごとに一定の時限を設けて実施する。</p> <p>②それらの成果をもとに、適宜調査研究内容の見直しを行い、学習プログラムや研修資料を毎年作成する。</p> <p>③調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の85%以上から学習プログラム・研修資料に関するプラスの評価を得る。</p>	<p>①若手男女のキャリア形成に関する意識及び支援に関する調査研究</p>	A	A	-	-			<p>第3次男女共同参画基本計画(第3分野、第4分野、第7分野、第11分野に合致したもので、喫緊の課題に対応する調査研究となっている。</p> <p>調査テーマごとに調査期間を設定し、アンケート調査、ヒアリング調査、実験プログラムの実施などテーマに応じて調査研究方法を検討した。</p> <p>研究成果はアンケート調査を分析した報告書や学習プログラム、具体的な取組事例を掲載するハンドブックなどの形でとりまとめた。「男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究」ではホームページ上に、学習プログラムの企画、実施に役立つ「男女共同参画と男性のサイト」を開設した。</p> <p>また、会館で開発したプログラムを基に、地域の女性センターや大学と連携した研修を実施している。埼玉大学や埼玉県私立短期大学と共同で開発した学習プログラムの成果が女子大学生キャリアセミナーや学習オーガナイザーといった新規の研修に活用されている。</p>	<p>どのような研修資料が有用なのか、内容や提供方法についてはニーズを把握しながらさらなる充実に努めたい。</p> <p>開発したプログラムの展開が課題であるが、群馬県ぐんま男女共同参画センターにおけるキャリアセミナーは、会館が開発した研修プログラムが会館での主催→会館とセンターとの共催→センターの単独主催となっており、着実にプログラムが展開する一例となっている。</p>
		<p>②女子大生キャリア形成セミナー</p>	A	-	-	-	-			
		<p>③男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究</p>	-	A	-	-	-	A		
		<p>④地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発</p>	-	-	A	A				
		<p>⑤男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究及びプログラム開発</p>	-	-	A	A				

<p>(2)喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施</p> <p>①男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者を対象として、同課題に係る先駆的で参加型の実践的研修を一定の时限を設けて実施する。なお、研修の実施に当たっては、研修の趣旨に応じて研修の対象者等を厳選する。</p> <p>②研修実施に当たり、参加者の85%以上からプラスの評価を得る。</p> <p>③研修効果の普及状況を的確に把握するため、事後に実施するフォローアップ調査の回収率を高めるとともに、研修成果の活用について回答者の80%以上からプラス評価を得る。</p> <p>④フォローアップ調査の充実を図り、研修の成果を的確に把握することにより、研修内容を見直す。</p> <p>⑤地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に企画・実施する力を育成するため、地域の女性関連施設等と協働して、地域の実情に応じた学習プログラムを開発し、それに基づいたモデル的研修を実施する。</p> <p>活性化、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画推進、男性の家庭・地域への参画促進、生涯を見通した総合的なキャリア教育等)に関する調査研究を、調査テーマごとに一定の时限を設けて実施する。</p> <p>②それらの成果をもとに、適宜調査研究内容の見直しを行い、学習プログラムや研修資料を毎年作成する。</p> <p>③調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の85%以上から学習プログラム・研修資料に関するプラスの評価を得る。</p>	<p>①女性関連施設相談員研修</p>	A	A	A	A		<p>女子学生への理系進路支援、若年層を対象としたキャリア開発学習支援、困難を抱えた女性からの相談に対応する職員の資質向上などの喫緊の課題に先駆的に取り組み、試行錯誤を重ねながら学習プログラムの開発・実施を進め、いずれも研修参加者からの目標以上のプラス評価を獲得した。</p>	<p>新たに生まれる喫緊の課題に対応するための事業のスクラップ&ビルドを適切に行う必要がある。</p>
	<p>②女子中高生夏の学校</p>	A	A	A	—			
	<p>③男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援研修</p>	—	—	A	A	A		
	<p>④大学生を対象とした男女共同参画の視点に立った複合的キャリア教育の推進</p>	—	—	A	A			
	<p>⑤教育・学習プログラム実施に関する支援</p>	A	A	—	—			

<p>3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等 (1)地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な研究成果の提供 ①男女共同参画・女性教育・家庭教育に係る統計等に関する調査研究を行い、3年ごとに「男女共同参画統計データブック」、毎年「統計リーフレット」を刊行する。さらに、男女共同参画統計を理解するための研修資料を対象別に作成する。 ②統計調査の成果を提供する「男女共同参画統計ニュースレター」の配信先を中期目標期間中に2千件まで拡充し、成果を普及する。 ③基幹的指導者の資質・能力の向上及び喫緊の課題をテーマとして実施した調査研究の成果について、ホームページや地域共同リポジトリ等を通じて普及する。</p>	<p>①男女共同参画統計に関する調査研究</p>	A	A	A	A	<p>男女共同参画統計の充実 は第3次男女共同参画基本計画(第2分野)に合致したものであり、様々な形の統計データ作成は地域で活用できる基礎的な研究成果の提供に資するものとなっている。 データブック、リーフレット、対象別資料、ニュースレターは計画通りに作成されている。ニュースレターは平成25年に配信先が伸び悩んだが、主催事業の参加者や会館利用者等に積極的に働きかけて配信先の拡充に努めた。 評価委員会からも、様々な形の統計データが会館の主催事業だけでなく館外の研修にも幅広く活用されていることが評価された。データブックについては男女共同参画局との連携が指摘されたので、男女共同参画局が主催する全国会議のプログラムにデータブックについて説明する時間を組み込んだ。 ニュースレターについても男女共同参画局や統計局に執筆を依頼するなど連携を進めている。 調査研究の成果はホームページに掲載し、「NWEC実践研究」の論文はリポジトリ・ホームページへ掲載し、普及に努めている。</p>	<p>読者のニーズに応じたニュースレターの内容や最新データの提供方法が課題である。 研修参加者のニーズから内容を見直すと共に、最新データについてはホームページからのデータ提供の方策を検討したい。</p>
	<p>②調査研究成果の普及</p>	A	A	A	A	<p>A</p>	

<p>(2)全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料等の提供</p> <p>①男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する図書・雑誌・地方行政資料等を収集・整理し、文献情報データベースを通じて迅速に目録情報を公開・提供する。</p> <p>②特に、全国の女性関連施設等の有する女性教育に関するプログラムなど、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集に重点化を図り、ポータルとデータベースの利便性を向上し提供する。</p> <p>③中期目標期間中に、データベース化件数については累計60万件以上、アクセス件数については年間30万件以上を達成する。</p> <p>④情報センターが所蔵する図書を、男女共同参画社会の形成に関するテーマごとにパッケージ化し、中期目標期間中に累計20箇所以上の女性関連施設や大学等に貸し出すことで学習者への支援を行う。</p>	<p>①情報資料の収集・整理・提供</p>	A	A	A	A		<p>全国に目配りした資料の継続収集・提供を行い、データベース化を着実に実行した。また評価委員会からの指摘に基づき、検索エンジンの上位に表示されるよう、ホームページのトップに機関名と「男女共同参画」のキーワードを入れ、利用者による検索でヒットしやすいよう工夫した。その結果、第三期中期計画の目標数値である、データベース化件数累計60万件以上、アクセス件数30万件以上を期間途中で達成した。</p> <p>図書のパッケージ貸出についても順調に件数を伸ばしており、期間累計20箇所以上の目標を平成24年度に達成した。評価委員会からも実績として高く評価できるとの意見をいただいた。</p>	<p>より全国に目配りした資料収集を行い、潜在的ニーズの掘り起こしに努めるとともに、ポータルやデータベースの項目立てや配列を改善することによって、利便性を引き続き向上させる。</p>
<p>(3)女性アーカイブ機能の充実</p> <p>①男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性に関するアーカイブを充実し、女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上収集する。収集した史・資料は計画的に整理し、デジタル加工を施すなどにより、インターネット等で提供する。</p> <p>また、中期目標期間中に展示室への入室件数について累計5万件以上を達成する。</p> <p>②女性アーカイブの企画展を中期目標期間中に5機関以上と連携して実施する。</p> <p>③女性アーカイブの保存・提供に携わる実務者を対象に、具体的な保存技術や整理方法の研修を実施し、中期目標期間中に女性アーカイブの基本知識を伝える学習の場を100名以上に提供するとともに、実務者同士の情報交換の場を提供することでネットワークづくりを推進し、全国的に女性関連史・資料の保存のための基盤作りを支援する。</p>	<p>①女性アーカイブ機能の充実</p>	A	A	A	A		<p>入手困難な史・資料の継続収集・提供とデジタル化による提供を行っている。また、アーキビスト養成研修におけるネットワークづくりの推進について、「修了者が継続して交流できる機会を提供する工夫を」との指摘を平成25年度に評価委員会からいただいたが、過去の修了者の有志が集まって「男女共同参画推進フォーラム」のワークショップを企画実施するなど、積極的な交流や情報発信が現在も行われている。</p>	<p>女性情報アーキビスト養成研修(実技コース)の定員増について検討する。</p>
	<p>②女性情報アーキビスト養成研修</p>	A	A	A	A			

<p>4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進</p> <p>女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等と連携・協働し、より効果的な事業を実施する。</p> <p>また、調査研究の成果やこれまでに蓄積された専門的な情報等を各機関・団体等に提供するとともに、情報交換し交流する場を提供することにより、女性関連施設等のネットワークの中核として、地域における男女共同参画の推進を支援する。交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。</p>	<p>4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進</p> <p>(1)国内の関係機関・団体等との協働事業の実施</p> <p>女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との協力体制を充実させ、中期目標期間中に累計35機関以上と協働で研修事業等に取り組み、連携による、より効果的な事業を実施する。</p>	<p>国内の関係機関・団体等との協働事業の実施</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>中期目標期間4年目にし、すでに65機関との連携した事業を実施しており、目標を達成している。連携機関は、内閣府、文部科学省、経済産業省をはじめ、独立行政法人、経営者協会、企業、大学、学会等、多岐に渡っている。</p>	<p>関係省庁との連携については、事業の受託・共催・後援に限らず、主催事業における施策説明、運営委員会への出席等により連携強化に努めている。</p>
<p>(2)交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築</p> <p>①全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進する活動に携わる地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の担当者や喫緊の課題の解決に取り組む研究者等に対し交流の機会を提供するため、1千名以上の参加を募る全国フォーラムを開催する。</p> <p>なお、交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。</p> <p>②研修修了生等が地域に戻って実践したことを報告し合い学習する機会を設定し、地域におけるネットワークの形成を促進するとともに、会館と地域との連携を強化する。</p> <p>③会館ボランティアに対し、主催事業への参加の機会を充実させるなど、その活動を支援する。</p>	<p>(2)交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築</p> <p>①全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進する活動に携わる地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の担当者や喫緊の課題の解決に取り組む研究者等に対し交流の機会を提供するため、1千名以上の参加を募る全国フォーラムを開催する。</p> <p>なお、交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。</p> <p>②研修修了生等が地域に戻って実践したことを報告し合い学習する機会を設定し、地域におけるネットワークの形成を促進するとともに、会館と地域との連携を強化する。</p> <p>③会館ボランティアに対し、主催事業への参加の機会を充実させるなど、その活動を支援する。</p>	<p>男女共同参画推進フォーラム【再掲】</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>地方自治体、女性関連施設、企業、大学、団体などの各分野の推進リーダーが横断的に課題を共有し、情報交換できる場を提供。先進的な取組の発表を中心とした充実したワークショップ展開により、毎年、1,000人をこえる学習者に対し、各々の現場で活用結びつく、実践的な学習を行っている。企業や大学関係の参加者も年々増加している。</p>	<p>男女共同参画を推進するための課題解決にむけては、分野を超えて課題を共有できる場の存在が必要である。当事業がそうした場として更に機能するよう、ワークショップの選定やプログラム企画における工夫を重ねていく。</p>

<p>5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進</p> <p>開発途上国、特に、国連アジア太平洋地域経済社会委員会(ESCAP)加盟国の行政・教育担当者等を対象として研修を実施するなどにより、各国の男女共同参画及び女性教育に関する人材を育成する。</p> <p>さらに、これまでに構築した海外との協力体制を強化し、調査研究等の協働事業を行うとともに、研修参加者のネットワーク形成や、研修の成果を広く社会に還元するなどにより、世界とつなぐアジア太平洋地域における男女共同参画及び女性教育の人材育成のための拠点としての機能を強化する。</p>	<p>5 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進</p> <p>(1)男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施</p> <p>①男女共同参画及び女性教育に関する国際的な人材育成の拠点として、女性のエンパワメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)加盟国の行政・教育担当者及び民間団体等、関係団体の指導者に対する男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施し、参加者の90%以上からプラス評価を得る。</p> <p>②男女共同参画の推進に関する喫緊の課題をテーマとしたシンポジウムを開催し、参加者の85%以上からプラス評価を得る。</p> <p>③研修修了生等による出身国での成果の活用についての調査を行い、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、研修内容等の見直しを行う。</p>	<p>①アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー</p>	A	A	A	A	A	<p>中期計画に沿って①アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー、②国際協力機構との連携による人身取引対策に関わる研修を実施し、満足度・有用度において高いプラス評価を得た。</p> <p>男女共同参画の推進に関する喫緊の課題として「女性に対する暴力」、「男性にとっての男女共同参画」、「ICT」、「災害」などをテーマに国際シンポジウムを開催し、参加者の85%以上からプラス評価を得た。</p> <p>研修生の帰国後の成果発表について報告を受けるとともに、実践した活動について会館の報告書等に寄稿してもらうなど、研修後の成果の活用の把握・普及につとめた。研修修了生との交流を行うフェイスブックを立ち上げ、アンケート調査結果や評価会と合わせて、研修の効果的な実施の観点から研修内容も毎年見直しを行ってきた。</p>	<p>研修の充実と成果の一層の普及を図るために、すでにホームページ上で提供している資料のさらなる充実を図るとともに、試験的に放映している国際シンポジウムの基調講演の活用方法の提示、英語での情報発信などを強化していくことに努めた。</p>
		<p>②国際協力機構との連携による研修</p>	A	A	A	A	A	A	
		<p>③NWECC国際シンポジウム</p>	A	A	A	A	A		

<p>(2)地球規模の課題についての調査研究の実施</p> <p>①これまで実施してきた人身取引に関する調査研究の成果を踏まえ、国内に在住する「外国人女性」に焦点をあて、暴力、子どもの教育、生活上の困難等への支援に資する調査研究を実施する。</p> <p>②これまで構築してきた海外との協力体制を強化しつつ、地球規模の課題について、中期目標期間中に海外の5機関以上と連携した調査研究・事業を実施し、インターネット等を通じてその成果を国際的に発信する。</p>	<p>外国人女性の困難等への支援に関する調査研究</p>	<p>—</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>これまで実施してきた人身取引に関する調査研究の成果を踏まえ、国内に在住する「外国人女性」に焦点をあて、暴力、子どもの教育、生活上の困難等への支援に資する調査研究を実施した。第三次男女共同参画基本計画の重点項目(第8分野)に対応して、在住外国人女性の困難に焦点をあてた調査研究は、テーマ設定、内容が適切である。研究成果はわかりやすいブックレットやリーフレットとしてまとめ、ホームページからダウンロードできるようになっている。また、会館の主催事業である、自治体や団体のリーダー、一般市民、女性相談などの担当者それぞれを対象とした研修において成果を発表するとともに、「男女共同参画と多文化共生ワークショップ」を試験的に実施し、国際関係部局・団体等の参加も得て男女共同参画視点にたった外国人女性の支援について理解を深めた。</p> <p>これまで構築してきた海外との協力体制を強化しつつ、地球規模の課題について、中期目標期間中に海外の5機関以上と連携した調査研究や国際会議を実施した。成果は、報告書にまとめたほか、ウェブサイトへの掲載、国際事業等で知見の発表を行い、その成果を国際的に発信した。</p>	<p>外国人女性とその子どもや家族が抱える問題が複合化・複雑化する中で、引き続きこの問題をテーマに取り上げていく必要がある。先進事例を収集しながら、研修で本テーマを取り上げるとともに、ホームページでの発信により啓発に努める。</p>
---	------------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	--	--

	<p>(3)国際的なネットワークの構築</p> <p>・研修修了生等のつながりを一層強め会館を中心としたネットワークを構築するため、研修終了後も双方向の情報交換・議論を行い、研修修了生等から提供されたアジア太平洋地域における男女共同参画のための先進的な取組を日本国内に普及させる。</p>	国際的なネットワークの構築	A	A	A	A	A	<p>期間中、海外の5機関と連携してシンポジウムや国際会議を行った。成果は報告書等にまとめ、ホームページでも発信している。事業を以上と国際的なネットワークを活用して、調査研究や事業の充実を図っている。また、国連婦人の地位委員会(CSW)の会期に毎年職員が出席し、会議の内容についてわかりやすい「はやわかり」リーフレットを作成し、国際的動向を会館のフォーラムや研修で配布・情報提供を行い、自治体職員や女性センター職員、団体メンバー等から大変有用であるというフィードバックを得ている。</p>	<p>国際的なネットワークの継続と国内発信のさらなる充実が課題。引き続き海外の関係機関とは情報交換や相互交流に努めるとともに、国内向けの情報発信資料の充実や研修生が作成した展示パネルを館外の機関で掲示する。</p>
<p>6 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進</p> <p>利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する理解を促進するため、利用者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、学習教材を開発し、インターネット等を通じて全国に普及する。</p> <p>また、大学、企業等との連携強化を進め、これらの関係者の利用を促進する。</p>	<p>6 会館利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進</p> <p>(1)利用者への学習支援</p> <p>①職員の専門性を活かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援する。</p> <p>②会館が提供するプログラム等を利用した者にアンケートを実施し、活用状況等を踏まえ、必要に応じプログラム等の内容を見直す。</p> <p>③多様化、高度化した学習需要に対応するため、これまでの情報提供の内容や方法を見直し、系統化した情報提供を行うとともに、その内容をインターネット上で学習教材として提供する。</p>	利用者への学習支援	A	A	A	A	A	<p>学習者に対する情報提供の実績を着実に積み上げ、男女共同参画を推進する人材育成を行っている。</p> <p>また、主催事業の講義などについて一部HPでの動画配信を行い、広く学習の場を提供した。</p>	<p>個別の利用団体に対する情報提供を見直し、学習普及効果の高い、リーダーを対象とした研修プログラムの企画・実施に限られた予算や人員を振り向けていくことを検討する。</p> <p>ただし、一般利用も含めた来館者へのアプローチは、「男女共同参画の推進」という国の最重要課題について意識啓発する貴重な機会と捉まえ、引き続き、パンフレット配布などの方法で学習支援を行っていく。</p>
	<p>(2)利用の拡大</p> <p>①毎年、利用拡大戦略を作成し、大学・企業等からの利用を促進し、利用を拡大する。</p> <p>②宿泊室利用率について、平成27年度までに55%以上を達成する。</p>	利用の拡大	B	B	B	A	B	<p>利用率拡大のため、毎年利用拡大戦略を策定し、企業の社内研修、大学のゼミ合宿やサークルの合宿、中学校・高等学校のオリエンテーションや部活の利用を招致すべく、チラシの作成・配付や、来館者への広報、イベントや学校長会議におけるPRに務めた。また、会館OBによる営業活動も展開した。イベントにおける広報イベントの見直し等により複数の大口利用団体のキャンセルが相次ぎ、小口の利用団体数が増えたにもかかわらず宿泊室利用率は昨年度より2.5ポイント下落した。</p>	<p>宿泊室利用率の向上を図るため導入したPFI事業が順調に展開するよう必要に応じ支援を行っていく。</p>

<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1 適正な法人運営体制の充実 理事長のリーダーシップのもと、国民に対してより質の高いサービスを提供するため、ガバナンスの保持及び内部統制の充実など適正な法人運営体制の充実を図る。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 適切な法人運営体制の充実 (1)ガバナンス・内部統制の充実 ①理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や内包している課題等の情報を職員全員に共有・伝達するため、定期的に運営会議、館内研修等を開催する。 ②会館を取り巻くリスクの把握、分析等を行い、定期的に運営会議に報告するとともに、リスク低減に向けた規程等を充実させ、職員全員に周知徹底する。 ③業務の有効性・効率性、法令の遵守、財務会計の透明性等の観点から、定期的にモニタリングを行う。また、その結果について役職員に周知を図り、必要に応じて組織運営の改善に反映させる。</p>	<p>ガバナンス・内部統制の充実</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>毎週開催している運営会議を通じて、理事長のリーダーシップのもと、ガバナンス及び内部統制が保持され、適正な法人運営体制が図られている。平成23年度からの4年間、ガバナンス・内部統制が図られた結果、大きなリスクの発生もなく、ほぼ順調に事業運営が行われている。</p>	<p>組織が小規模のため、リスクの把握及びリスク削減への対応に限界がある。今後、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教員研修センターと会館の4法人連携による間接業務の共同実施の中で共有・検討が考えられる。</p>
---	--	----------------------	----------	----------	----------	----------	----------	--	--

<p>2 人件費・管理運営の適正化 人件費については、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組み及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、見直す。さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し、効率化等に取り組むことにより、一般管理費(公租公課及び利用の増加による支出増を除く。)については、平成22年度と比して15%以上、業務経費(外部資金で実施する事業費及び利用の増加による支出増等を除く。)についても5%以上の効率化を図る。なお、研修施設及び敷地面積等の保有資産については、不断の見直しを行い、法人として保有し続ける必要があるかを検証し、利用実態・土地形状等を踏まえた研修に必要な施設等へ限定することにより、維持管理費を縮減する。</p>	<p>2 人件費・管理運営の適正化 (1)人件費・管理運営の適正化 ①人件費については「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。 さらに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。 ②業務運営の見直しと自己収入等の増加に向けた努力を不断に行い、中期目標期間中に、一般管理費(公租公課及び利用の増加による支出増を除く。)については平成22年度比15%以上、その他の事業費(外部資金で実施する事業及び利用の増加による支出増等を除く。)については平成22年度比5%以上を削減する。 ③運動場、テニスコート等の施設については、利用実態・土地形状等を考慮し、研修に真に必要な施設に限定することにより、維持管理費を縮減する。</p>	<p>人件費・管理運営の適正化</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>平成26年度に一般管理費及び業務経費の支出について見直しを行った結果、順調に経費の削減ができた。また役職員の給与水準も国家公務員と比較して低い水準にある。</p>	<p>一般管理費及び業務経費の削減は、既に限界まで来ており、会館の適正な運営にも支障が生じつつある状況となっている。例えば、研修参加者の送迎バスを廃止する(男女共同参画推進フォーラムを除く)などして対応してきたが、参加者の負担が大きく、再度検討が必要な状況となっている。</p>
<p>2 人件費・管理運営の適正化 人件費については、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組み及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、見直す。さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し、効率化等に取り組むことにより、一般管理費(公租公課及び利用の増加による支出増を除く。)については、平成22年度と比して15%以上、業務経費(外部資金で実施する事業費及び利用の増加による支出増等を除く。)についても5%以上の効率化を図る。なお、研修施設及び敷地面積等の保有資産については、不断の見直しを行い、法人として保有し続ける必要があるかを検証し、利用実態・土地形状等を踏まえた研修に必要な施設等へ限定することにより、維持管理費を縮減する。</p>	<p>(2)保有資産の見直し ①保有資産については、運営会議等において不断の見直しを行い、法人として保有し続ける必要があるかを外部評価委員会等において検証する。 ②設置時より埼玉県から借り受けている会館の敷地の面積を見直し、期間中のできる限り早期に敷地の一部を返却する。</p>	<p>保有資産の見直し</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>平成23年度に、埼玉県との交渉により、敷地面積を見直し・返却することにより、賃借料を大幅に削減した。</p>	<p>平成23年度以降、特に日帰り利用者数の伸びが増えない理由として、草原運動場・テニスコート3面の廃止による影響が考えられる。</p>

<p>3 業務運営の改善及び効率化 事務・事業の見直し、検証を行うとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行うことにより、業務運営の効率化を進める。 また、計画的な配置転換や人事交流等により、柔軟な体制をとることで、組織の活性化を図るとともに、研修等を行い、職員の資質を向上させる。 さらに、客員研究員の活用体制を工夫し、職員との連携のもと、充実した体制とする。</p>	<p>3 業務運営の改善及び効率化 (1)業務運営の改善 ・効果的・効率的な業務運営を行う観点から、事務・事業の見直し、検証を定期的に運営会議で行い、業務運営に反映させる。 ・また、積極的に事務事業の外部委託を進めるとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行う。</p> <p>(2)人材育成、多様な人材の活用 ①毎年、研修計画を策定し、業務に即応した能力開発及び専門性を高めるための職員研修を実施する。 ②関係機関・団体等との人事交流や客員研究員等外部人材の活用など、多様な人材を確保することにより、組織を活性化させる。</p>	<p>業務運営の改善</p>	A	A	A	A	A	<p>トップダウン、ボトムアップの迅速さ、職員全体の情報共有が可能であることなどの小規模組織の利点をしっかりと活用しながら、自己点検・評価、外部評価を経て、着実にPDCAサイクルを回し、業務改善を図っており、平成23年度からの4年間、研修事業、調査研究事業等の各事業は確実な成果を上げている。</p>	<p>引き続き、小規模組織に対応した運営会議において情報共有及び共通認識を図り、効果的・効率的な業務運営を実施していく。</p>
<p>4 業務運営の点検・評価 業務全般について、参加者や利用者及びその所属先等の評価等を踏まえて自己点検・評価を実施する。 また、適時適切に外部評価を受け、業務に関する客観的意見も取り入れ、業務の改善を不断に行う。</p>	<p>4 業務運営の点検・評価 (1)自己点検・評価等による業務の改善 ①業務全般について、参加者や利用者等の評価を踏まえ、自己点検・評価を実施し、その結果を的確に事業に反映させる。 ②適時適切に外部評価を受け、業務に関する客観的意見も取り入れ、業務の改善を不断に行う。 ③評価結果は、ホームページを通じて公表するとともに、事業の活性化・効率化を図るために積極的に活用する。</p>	<p>人材育成、多様な人材の活用</p>	A	A	A	A	A	<p>職員の資質向上のため、定期的な人事交流を実施。また、人材育成のため、館内で初任者研修等を実施するほか、会館独自で実施が困難なものについては、4法人共同実施研修をはじめ外部の研修へも積極的に多くの職員が参加している。</p>	<p>小規模で職員の人数が限られた組織のため、職員一人ひとりに幅広い業務をこなす能力と多くの知識が要求される。同時に、限られた人数では、職場内で業務のスキルや知識の共有・伝達が難しく、多くの研修に参加する必要がある。</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 1 取引関係の適正化 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく契約の適正化、調達の見直し等を推進することにより、コストを削減し透明性を確保する。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 1 適切な法人運営体制の充実 (1)契約の点検・見直し 入札可能なものについては、全て入札を実施するとともに、積極的に一般競争入札を導入する。また、一者応札となった契約については、公告期間、入札参加条件、仕様書の見直し等の改善を図ることにより、一者応札を削減するとともに、契約管理委員会等による定期的な契約点検を実施する。</p>	<p>業務運営の点検・評価</p>	A	A	A	A	A	<p>中期目標期間中、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会を実施し、その成果を受けて、HPで公開するとともに着実な業務改善を行った。</p>	<p>事業全体の運営の中で、自己点検・評価及び外部評価に伴う作業が職員の負担増とならないよう、実施回数や日程調整を工夫しながら実施している。</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 1 取引関係の適正化 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく契約の適正化、調達の見直し等を推進することにより、コストを削減し透明性を確保する。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 1 適切な法人運営体制の充実 (1)契約の点検・見直し 入札可能なものについては、全て入札を実施するとともに、積極的に一般競争入札を導入する。また、一者応札となった契約については、公告期間、入札参加条件、仕様書の見直し等の改善を図ることにより、一者応札を削減するとともに、契約管理委員会等による定期的な契約点検を実施する。</p>	<p>契約の点検・見直し</p>	A	A	A	A	A	<p>一般競争入札の積極的・効率的実施と広告期間の確保及び入札条件の緩和等の努力により、平成26年度には、随意契約及び一者応札の件数が少なく抑えられている。</p>	<p>今後も、一者応札を減らすため、仕様書をHPに早期に掲載するなど公告期間を長くするなどの工夫を続けていく。 また、総合評価落札方式についても、積極的に取り入れていくように検討していく。</p>

2 自己収入の拡大 外部資金の積極的導入や利用者の拡大、利用料金の見直し、データベース利用に係る課金システムの導入等により、自己収入を拡大する。	(2)外部資金の導入 科学研究費補助金等の申請や国・民間企業等からの受託事業等の積極的な受け入れを行い、外部資金を確保する。	外部資金の導入	A	A	A	A	A	平成23年度以降、外部資金獲得のため、外部機関からの研修事業を受託したり、科学研究費補助金の申請や寄付金の募集を行うなど、多様な方法で外部資金獲得のため努力を続けている。	引き続きより多くの外部資金獲得のため、科学研究費補助金が獲得できるよう、申請内容を見直したり、企業等からの寄付金が得られるよう広報を工夫したい。
	(3)自己収入の拡大 積極的な広報活動や新たな利用者層の開拓、寄付金の拡大など自主的な取組のほか、受益者の負担を適正なものとする観点から、情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入すること等により、自己収入を拡大する。	自己収入の拡大	A	A	A	A	A	利用拡大のため、広報や訪問活動を積極的に実施した結果、平成23年度以降宿泊利用率も回復を見せ始め、利用料金の値上げ等の努力により自己収入も拡大している。女性教育情報センターのデータベース利用料への課金も平成27年6月から導入予定であり、着実な対応を行っている。	今後、施設運営がPFI化することに伴い、施設利用料金による大幅な自己収入の拡大は見込めないことから、外部資金の獲得により積極的に取り組む必要がある。
V その他業務運営に関する事項 1 長期的視野に立った施設・設備の整備、施設管理の実施 利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を計画的に進めるとともに、施設を有効に活用する。	4 施設・設備の計画的整備、快適な環境構築 ①長期的視野に立った保守・管理を行うとともに、利用者が安全で快適に利用できる環境を提供するため、必要な施設・設備の改修等を計画的に進める。 ②施設の有効活用のための工夫に努めるべく、個々の施設の有用性についての検証を行い、具体的措置を講ずる。	施設・設備の計画的整備、快適な環境構築	A	A	A	A	A	中期目標期間を通して、利用者の立場に立ったきめ細かな施設整備を実施するとともに、地元の学校の利用を受け入れるなど施設の有効活用を行っている。	今後、施設の老朽化が進行していく中で、長期的視点に立った施設の保守・管理と利用者の安全で快適な研修環境を保つため、PFIの委託業者との緊密な連携を図っていく。
2 情報セキュリティ対策 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	5 情報セキュリティ体制の充実 情報の安全管理を徹底するため、セキュリティポリシーの見直しを定期的に行うとともに、職員研修を実施する。	情報セキュリティ体制の充実	A	A	A	A	A	情報の安全管理を徹底するため、情報セキュリティポリシーに即しているかの検討を行い、新システムの導入を図るとともに、中期目標期間中、着実に職員研修を実施。	情報セキュリティ研修だけでなく、運営会議等を通じて、個人情報漏洩等がないよう役職員間での情報共有及び対応策の検討を行っている。